**あづまね温泉保養施設ききょう荘**

**高効率給湯設備整備工事**

**設計・施工一括発注業務**

**公募型プロポーザル要求水準書**

令和５年７月

紫波町

産業部地球温暖化対策課

第１章　総則

　本要求水準書は、紫波町（以下「町」という。）が発注し、あづまね温泉保養施設ききょう荘（以下「本施設」という。）へ導入する高効率給湯設備及び貯湯タンク（以下「本設備」という。）の設計・施工（以下「本事業」という。）に関し、町が要求する仕様を示すものである。

　町は、本事業を実施する者として選定された企業または企業グループ（以下「連携協力企業等」という。）の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的、効果的かつ経済的に公共施設の脱炭素化が図られるよう提案を求めるものである。

　本要求水準書は、本事業の基本的な内容を定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、連携協力企業等の責任において全て完備又は遂行すること。また、要求水準を満たさない場合、連携協力企業等の責任において要求水準を満たすように改善すること。

　本要求水準書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び工事の細目については、町の指示に従うこと。

　なお、本要求水準書に明記されている事項については、それを上回る提案を妨げるものではない。

第１節　計画内容

１　事業名称

あづまね温泉保養施設ききょう荘高効率給湯設備整備工事設計・施工一括発注業務

２　要求設備性能等

　①　高効率給湯設備は、各月において、次の表に示す必要熱量を生産できる加熱能力を有し、常時60℃から90℃程度の出湯が可能であること。

なお、設置する高効率給湯設備は、別紙施設配置図詳細図に示す範囲に納まるものであれば１台に限らず、複数台設置して必要熱量を生産する体制でも構わない。また、設備設置場所については、別に適地がある場合、提案して構わない。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 必要熱量 |  | 月 | 必要熱量 |
| ４月 | 155,094 MJ |  | 10月 | 218,929 MJ |
| ５月 | 145,953 MJ |  | 11月 | 316,218 MJ |
| ６月 | 164,197 MJ |  | 12月 | 291,906 MJ |
| ７月 | 121,640 MJ |  | １月 | 279,730 MJ |
| ８月 | 121,640 MJ |  | ２月 | 301,631 MJ |
| ９月 | 218,929 MJ |  | ３月 | 218,929 MJ |

②　貯湯タンクは、各日において20ｔ以上を貯湯できるものであること。

なお、設置する貯湯タンクは、別紙施設配置図に示す範囲に納まるものであれば１台に限らず、複数台設置して貯湯量を確保しても構わない。また、設備設置場所については、別に適地がある場合、提案して構わない。

③　現状、既存ボイラは、日帰り入浴サービス用の浴槽とデイサービス用の浴槽へ供給している温泉水の熱交換による加温、施設内の暖房及び給湯を担っている。主な熱供給を高効率給湯設備に切り替えた場合でも、基本的にこれらの機能を継続して使用できるようにすること。ただし、経費の範囲内で、これらの機能をより効率的に発揮する方法等がある場合は、提案して構わない。

④　既存灯油ボイラについて、設置する業務用高効率給湯設備のバックアップ用ボイラとして位置づけるため、互いに連携できるよう整備すること。

３　所在地

　　岩手県紫波郡紫波町上松本字内方96番地

４　事業用地面積

　　参考敷地面積　171㎡　（別紙施設配置図詳細図参照）

※1　ただし、現地調査等において、上記参考敷地が本設備の配置に適さないと判断される場合や、設備の連携上適地が別に考えられる場合等は新たな設置場所を提案しても構わない。

※2　参考敷地東側通路（建物の間の通路）では、車両による厨房への食材搬入が行われることから、その通行に支障がないよう配管すること。

５　工期

　　契約締結日から令和６年３月22日まで

第２節　設備機能の確保等

１　適用範囲

　本要求水準書は、本設備の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されない事項であっても、設備の目的達成のために必要な附帯設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、連携協力企業等の責任において全て完備すること。

２　疑義

　連携協力企業等は、本要求水準書を熟読吟味し、疑義ある場合は町に照会し、町の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて町と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

３　性能と規模

　本設備及びその附帯設備等は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

４　その他

　本業務の完了検査終了後、完成図書（竣工図、保全に関する資料等）を提出すること。

第３節　試運転及び指導期間

１　試運転

* 1. 施工完了後、工期内に試運転を行うものとする。
  2. 試運転の実施において支障が生じた場合は、連携協力企業等は町との協議を踏まえ、その指示に従い、速やかに対処すること。連携協力企業等は、試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。
  3. この期間に行われる調整及び点検には、原則として町の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を町に報告すること。
  4. 連携協力企業等は、試運転期間中に完了前性能試験結果の報告を行い、町の承諾を受けること。

２　運転指導

1. 連携協力企業等は、本施設の担当部署及び施設管理者に対し、設備の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱いについて、十分な指導を行うこと。
2. 設備の引き渡しを受けた後、直ちに本稼働に入るために、連携協力企業等と担当部署及び施設管理者は事前に十分協議し、運営要員に対する教育・指導を完了しておくこと。
3. 連携協力企業等は、本設備の運転・修繕等対応マニュアルを作成し、町に提出すること。運転・修繕等対応マニュアルに対し、町から指摘がある場合は、当該指摘を十分に踏まえて運転・修繕等対応マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、捕捉、修正又は変更を経た運転・修繕等対応マニュアルは、改めて町の確認を受けること。ここで、「修繕等対応」とは、日常の運転において想定される軽微なトラブルに対し対応することを指す。

３　試運転及び運転指導にかかる経費

　本設備引き渡しまでの試運転、運転指導にかかるすべての費用は連携協力企業等の負担とする。

第４節　性能保証

　性能保証事項の確認については、設備を引き渡す際に行う完了前性能試験に基づいて行う。完了前性能試験の実施条件等は以下に示すとおりである。

１　保証事項

施工について

　本設備の能力及び性能は、全て連携協力企業等の責任施工により発揮させなければならない。また、連携協力企業等は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、町の指示に従い、連携協力企業等の負担で施工しなければならない。

２　性能試験

（１）予備性能試験

　完了前性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うために、連携協力企業等は完了前性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を完了前性能試験前に町に提出しなければならない。

（２）完了前性能試験条件

　完了前性能試験における本設備の運転は、担当部署職員若しくは施設管理職員によって行うものとし、機器の調整、計測・分析・記録等その他の事項は連携協力企業等が実施すること。なお、特殊な事項の計測・分析が必要な場合については、適切な機関に依頼することができる。

（３）完了前性能試験方法

　連携協力企業等は、完了前性能試験を行うに当たって、予め町と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した完了前性能試験要領書を作成し、町の承諾を得なければならない。

　性能保証事項に関する完了前性能試験方法は、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切と考えられる試験方法を町に提出し、承諾を得て実施するものとする。

　完了前性能試験は、工事期間中に行うものとする。試験に先立って１日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き能力に見合った給湯等を３日以上連続して行うものとする。完了前性能試験は、町立会のもとに以下に規定する性能保証事項について実施すること。

　完了前性能試験成績書は、この期間中の設備の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。ただし、性能が発揮されない場合は、連携協力企業等の責任において対策を施し、引き続き再試験を実施すること。

（４）性能試験にかかる費用

　予備性能試験、完了前性能試験による性能確認に必要な費用については、すべて連携協力企業等負担とする。

第５節　契約不適合責任

　設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は連携協力企業等の負担にて速やかに補修、改造、改善または取替（以下「改善等」という。）を行わなければならない。本設備は、性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、連携協力企業等は施工の契約不適合に加えて設計の契約不適合についても責任を負う。

　契約不適合に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、町は連携協力企業等に対し改善等を要求できる。

　契約不適合の有無については、適時契約不適合に関する検査を行い、その結果を基に判定するものとする。

１　契約不適合責任

（１）設計の契約不適合責任

1. 設計の契約不適合責任期間は原則として、引き渡し後10年間とする。この期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主装置の耐用に対して、すべて連携協力企業等の責任において、改善等すること。なお、設計図書とは、実施設計図書、施工承諾申請図書、工事関係図書、完成図書、議事録とする。
2. 引き渡し後、施設の性能及び、機能、機器の耐用年数について疑義が生じた場合は、町と連携協力企業等との協議のもとに連携協力企業等が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、連携協力企業等の負担とし、新たに必要な分析等にかかる費用は連携協力企業等の負担とする。
3. 性能確認試験の結果、所定の性能及び機能を発揮できなかった場合は、連携協力企業等の責任において速やかに改善等すること。

（２）施工の契約不適合責任

建設工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）の契約不適合責任期間は原則として引き渡し後２年間とする。ただし、重大な契約不適合については、契約不適合期間を10年間とする。

２　契約不適合確認検査

　町は、設備の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、連携協力企業等に対し契約不適合確認検査を行わせることが出来るものとする。契約不適合確認検査にかかる費用はすべて連携協力企業等の負担とする。契約不適合確認検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については連携協力企業等の責任において改善等すること。

３　契約不適合確認要領書

　連携協力企業等は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を町に提出し、承諾を受けること。

４　契約不適合確認の基準

　契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

（１）運転上支障がある事態が発生した場合

（２）構造上・施工上の欠陥が発見された場合

（３）主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合

（４）性能に著しい低下が認められた場合

（５）主要装置が耐用年数に比べて著しく短い期間で機能が損なわれた場合

５　契約不適合の改善等

（１）契約不適合責任

　契約不適合責任期間中に生じた契約不適合責任は、町の指定する時期に連携協力企業等の負担で改善等すること。改善等に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

（２）契約不適合判定に要する経費

　契約不適合責任期間中の判定に要する経費は連携協力企業等の負担とする。